

会 議 議 事 録

1 会議名	第1回長岡市福祉有償運送運営協議会
2 開催日時	平成18年8月9日(水曜日) 午前9時30分から午前11時30分まで
3 開催場所	長岡市役所 4階 大会議室
4 出席者名	(委員) 松本委員 石川委員 土屋委員 野村委員 伊丹委員 杉野委員 渡辺(真)委員 馬場委員 平石委員 菊池委員 五十嵐委員 磯田委員 (事務局) 二澤助役(市長代理) 佐藤福祉総務課長ほか関係職員 羽賀福祉相談課長ほか関係職員 北本介護保険課長ほか関係職員 交通政策課職員
5 欠席者名	渡辺(敬)委員
6 議題	(1) 福祉有償運送概要について (2) 長岡の市の現況について (3) 協議会運営方針及び今後の日程について (4) ガイドライン、申請書類の確認について
7 審議の内容	
発言者	議 事 内 容
事務局：福祉総務課 課長補佐	おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから第1回長岡市福祉有償運送運営協議会を開会いたします。 開会にあたりまして、長岡市二澤助役よりあいさつを申し上げます。
助役	1 あいさつ おはようございます。今紹介のありました長岡市助役の二澤和

夫と申します。市長に代わりまして一言あいさつを申し上げます。

このたびは、委員の皆様方、大変お忙しい中、長岡市福祉有償運送運営協議会の委員に御就任をお願い申し上げましたところ、快く御承諾をいただき大変ありがとうございました。以後、よろしくお願い申し上げます。

また、本日は、大変御多用の中御出席をいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

御案内のとおり、高齢化、核家族化という問題が現在進行中でございますけれども、これらに伴いまして、高齢者が運転免許を持っていても、ある年齢になると当然運転ができないという歳が必ずくるわけがございます。あるいは、高齢者になって、いろいろな身体的障害によって、公共交通機関が利用できないというお年寄りが増えてきているということがございます。要介護になられた方は当然だというふうに思うわけです。

一方、心身に障害をお持ちの方で、これも家族が核家族化しておりまして、なかなか家族で送迎の面倒を見るのが難しくなってきたというのが現実ではないかと思っております。

加えまして、長岡市はこのたび合併したわけでございますけれども、例えば、小国とか栃尾の奥地にまいますと、なかなか公共交通機関の確保も難しい、特に冬期間は大変だというお話もいただいております。

そこで、私ども長岡市といたしましては、こういった方々に対して、ひとつは公共交通機関をより一層利用していただくための費用の助成をやらせていただいております。それから、バス等につきましては、低床バスの購入について、長岡市から約2分の1の補助をさせていただいております。それから、駅とか公共交通機関の建物のバリアフリー化ということで、例えば長岡駅にエレベータをつける、エスカレータをつけるといったことについても、長岡市はかなりの補助をさせていただいて、公共交通機関をより利用しやすいように援助をさせていただいております。

一方では、民間のボランティアの方、NPO法人の方等から、そういった方々への手助けをいただいて、移送がよりスムーズにいくように、政策を運営していたということがございます。

こういった現実がございますけれども、この福祉有償運送につきまして、法的な整備がなされないまま今まで来まして、やはり

	<p>全く問題なしとはいかなかったというのも事実ではなかったかと、思うわけでございます。</p> <p>すでに御案内のとおり、平成 16 年 3 月に取扱いの指針が示され、さらに、今年の 10 月からはこの指針が法制化された改正道路運送法が施行されるという状況になってまいりました。</p> <p>そこで、公共交通機関の皆様方、福祉関係の皆様方等と、どうあるべきかということをお話させていただきましたところ、本日この会議を設置するという運びになったわけでございます。</p> <p>今ほど申し上げましたとおり、10 月から法施行でございますけれども、大変時間がないという状況で、誠に申し訳ないわけでございますけれども、限られた時間の中で一定の方向を出さざるを得ない状況でございますので、この辺の事情を皆様方から御理解いただきまして、何とか 10 月から円滑なスタートを切らせていただければと思っております。</p> <p>重ねて申し上げますが、市民の誰もが自由に行動したいわけでございますので、これらの役割をそれぞれの機関で担っていただくことが、市民全体から見てふさわしい社会ではないかと思えます。特に、この福祉有償運送につきまして、委員の皆様方から御理解いただき、良い方法が見出せればと思っております。</p> <p>何分の御理解と御協力を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>本日は、大変ありがとうございました。</p>
<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>ここで、助役は他の公務が重なっておりますので退席させていただきます。</p> <p>本来ならば、市長よりお一人ずつに委嘱状を交付させていただくところですが、本日は、皆様方のお席に委嘱状を置かせていただきましたので、御了承いただきたいと思います。</p> <p>これより、委員長、副委員長が決定するまで、私の方で進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>2 委員、事務局紹介 (自己紹介 省略)</p> <p>3 協議会の概要について</p> <p>それでは、次第の 3 の協議会の概要について、事務局から説明</p>
<p>事務局：福祉総務課</p>	

<p>課長補佐</p> <p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>を申し上げます。</p> <p>お配りしております、長岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱を御覧いただきたいと思ひます。</p> <p>設置目的としては、「本市を拠点として行う自家用自動車による福祉有償運送について、その必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、長岡市福祉有償運送運営協議会を設置する。」というこゝでござひます。</p> <p>任務でござひますが、1番目としまして、「福祉有償運送の必要性並びに安全の確保及び旅客の利便の確保に関する事項」、2番目に「NPO法人等の自家用自動車における福祉有償運送の登録申請に関する事項」、これにつきましては、附則で後ほど説明申し上げますが、現在は許可という形になりますが、改正道路運送法の施行により登録申請になるということで、読み替え規定を附則に載せてござひます。3番目に「前2号に掲げる事項のほか、福祉有償運送が適正に実施されるために必要な事項」となっております。</p> <p>組織としましては、「協議会は、市長が委嘱する委員13人以内をもって組織する。」。</p> <p>任期でござひますが、「委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。」。</p> <p>第5条は、委員長及び副委員長の選任でござひます。「協議会に委員長及び副委員長各1人を置き、それぞれ委員の互選により定める。」とあります。2項、3項は省略させていただきます。</p> <p>第6条の会議でござひますが、「協議会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。」、第2項としまして「協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。」、第3項としまして「委員が事故その他特別な事情により会議に出席することができないときは、その者の職務を代理し、又は補佐することができる者に委員の職務を代理させることができる。」と規定してあります。先ほど助役のあいさつにもござひましたとおり、設置が遅れましたので、できるだけ会議を集中的に開催したいということで、代理出席を認めて進めていきたいということで御理解いただければと思っております。</p>
-------------------------------	--

<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>意見の聴取等でございますが、「協議会は、協議をする上で必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、又はその他の方法で、意見又は説明を聴くことができる。」。</p> <p>庶務につきましては、「協議会の庶務は、福祉保健部福祉総務課で処理する。」。</p> <p>附則ですが、第2項において、現在は許可申請でございますが、10月から登録申請になるということで、読み替え規定を明記させていただいたということで御理解いただきたいと思います。</p> <p>第3項でございますが、「第4条本文の規定にかかわらず、平成18年度に委嘱する委員の任期は、委嘱の日から平成21年3月31日までとする。」ということで、会計年度単位とさせていただくため、平成21年3月31日まで就任いただきたいというものでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p> <p>本日の会議は、議事録の作成のために録音を行いますので御了承いただきたいと思います。発言の際は、マイクを通してお話しいただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、委員長、副委員長の選任に入りたいと思います。</p>
<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>4 委員長、副委員長の選任について</p> <p>それでは、ただいま説明のありました長岡市福祉有償運送運営協議会設置要綱第5条に基づき、委員長、副委員長の選任を行いたいと思います。立候補や推薦がありましたらお願いします。</p> <p>特にないようでしたら、事務局に一任いただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>それでは、事務局に一任いただきましたので、長岡技術科学大学の松本委員に委員長を、副委員長には新潟県タクシーハイヤー協会・長岡市ハイヤー協会の土屋委員にお引き受けいただきたいと思います。</p> <p>御承認いただけるようでしたら拍手をお願いします。</p> <p>(拍手)</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは松本委員、土屋委員にお願いしたいと思いますので、松本委員は委員長席に、土屋委員は副委員長席にお座りいただきたいと思います。</p>

<p>委員長</p>	<p>では、松本委員長、土屋副委員長から、一言ごあいさつをお願いいたします。</p> <p>御指名でございますので委員長を引き受けさせていただきます。</p> <p>私ども交通計画の分野では、こういう分野を研究されている方がいまして、私はそんなでもないのですが、印象としましては、アメリカ西海岸やヨーロッパでは日本の実情と比べると相当整備されていて、そういう方々の外出の機会が一桁くらい、あるいはそれ以上に多いということです。</p> <p>私としては、基本的には外出の機会を将来的にはもっと増やしていかなければならないのかなと思っております。私は2月から新潟市の福祉有償運送運営協議会の任務を仰せつかって、勉強させていただいてきましたので、幾分その成果を取り入れていきたいと思います。先程来、スタートが遅れているということがありますので、皆様の御協力を得てまずはスタートさせて、その上でよりいいものにしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>副委員長</p>	<p>他市は終盤にというお話を申し上げましたが、上越市は去年の春から10回くらい事前協議を、今年に入ってから4回協議会をやりまして、だいたい結論が出たというところでございます。新潟市は、松本先生が座長ということで、今年始められたのですが、昨日だいたいの結論が出て、それを整理して9月中旬で終わるところまでできています。そういう意味で、非常に御苦労されたガイドラインが出ていますので、私たちは時間がない中で、スタートラインから出るのではなくて、少し前からスタートできるのではないかと考えております。そういう貴重な結論を参考にしながら、何とかタイムリミットの中でしっかりした結論を出していきたいと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。</p>
<p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここからの進行は、松本委員長をお願いいたします。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、議事を始めさせていただきます。</p>

事務局：福祉総務課長

本日は、「福祉有償運送概要について」、「長岡市の現況」、「今後の運営方針及び今後の予定」、「ガイドライン」と内容が盛りだくさんですので、次々と進めさせていただきたいと思います。

その前に、本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。傍聴を許可してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、承認いただきましたので、傍聴を許可することといたします。

それでは、事務局の方から、議題(1)の福祉有償運送の概要について、説明をお願いいたします。

5 議題

(1) 福祉有償運送概要について

資料 No. 1 - 1 を御覧いただきたいと思います。皆さん内容は御承知の方が多いと思いますので、主要な部分だけ説明させていただきたいと思います。

背景・概要でございますが、現在、高齢者や障害者等単独での移動が困難な人に対し、介護と一体になったドア・ツー・ドアという形で、公共交通機関、あるいはボランティアやNPO法人等がその需要に応じていただいていたということでございます。

一方、自家用自動車の有償運送は、現行の道路運送法で原則として認められていませんでしたが、これまで規制がされなかったという状況があります。

そこで、多様化する輸送形態のニーズに応え、安全かつ安心なサービス提供するために制度化されたということで、皆様にお配りしております「ガイドライン」と呼ばれている「国自旅第240号」という通知文書が国から平成16年3月16日付けで発せられました。

これによりまして、NPO法人等の自家用自動車による有償運送は、当該地域の市町村が主宰する「運営協議会」で合意を得ることができれば、運輸局に許可申請を行うことができるとされたわけです。

なお、このたび、このガイドラインを法制化した改正道路運送法が10月1日施行予定です。詳細については、今後政省令等で示されるとのことですが、長岡市では、これらの経緯をふまえ、公共交通機関、NPO法人等、行政でそれぞれ役割分担を行い、

移動制約者に安全安心な輸送手段の選択肢を提供するため、福祉有償運送運営協議会を設置することとしたところです。

制度化の経過ですが、平成16年3月に「ガイドライン」によって、許可を得るには運営協議会の協議を経るということが示されました。平成18年9月末までは、許可を取得するための「重点指導期間」と定められてきましたが、このたび、平成18年10月の施行予定で道路運送法を改正し、自家用自動車による有償運送が制度化されるということです。従来は許可制度であったものに替わり登録制を導入すること、従来はセダン特区でしか使用できなかったセダン車両の使用を全国展開すること等が変わる点ということになります。

資料 No. 1 - 2 は、道路運送法改正の前後の制度を示したものでございます。

福祉車両のみで運行するものについては、制度改正前の現行法では80条許可手続きとなり、現在でも手続きができて、改正後は登録として引き継がれます。

福祉車両とセダン車両の両方で運行される場合には、現行では福祉車両のみ80条許可手続きができ、改正後はそのまま登録として引き継がれます。セダン車両については、合意が得られれば10月1日以降に変更登録手続きをすることで、運行が可能になります。

セダン車両のみで運行の場合は、長岡市は特区申請をしておりませんので、現行では許可申請できません。改正後の登録手続きによって運行が可能になります。

別冊でお配りしております「ガイドライン」については、後ほどまた説明させていただきますが、運営協議会では多数決ではなく、合意を得るということで御理解いただきたいと思います。

また、登録の有効期間は原則として2年間、無事故等、一定の条件を満たせば3年間ということですので、この再認定につきましても運営協議会で合意を得ることになります。

必要性につきましては、長岡市では、事前協議等を通じて、公共交通機関、NPO等のそれぞれの役割を認識しておりますので、役割分担ということで、協議会を設置させていただくということになります。

現在、私どもが考えておりますのは、この協議会では福祉有償運送について重点的に協議いただき、将来的には過疎地有償運送

についても申請が出てくる可能性がありますので、これについても協議いただくこともあろうかと思っております。長岡市内で過疎地の指定を受けているのは、栃尾地域、和島地域、山古志地域、小国地域です。現在はNPO法人等でこの地域での運送をしたいというところではございませんが、将来的には出てくる可能性はあるというように御理解いただければと思っております。

運営協議会の設置目的は、「福祉有償運送又は過疎地有償運送の必要性並びにこれらを行う場合における安全の確保及び旅客の利便の確保に係る方策等を協議するため、設置する」と御理解いただきたいと思います。主宰者は長岡市で、広域で設置することも可能なのですが、市単位で設置することといたしました。

構成員としては、ガイドラインに書いてありますとおり、委員の選任をさせていただきました。

運営方法等については、今後委員の皆様から御意見をいただきながら、運営していきたいと思っております。

先ほど、運営協議会で合意をいただくというお話をさせていただきました。ガイドラインによれば「構成員による協議が整わない場合においては、主宰者及び主宰者があらかじめ構成員の中から指名したものが協議して決定する」ということですが、これについては、皆様で合意をいただくよう努力をさせていただきたいと考えております。

4番以降は、後ほどこのあたりを抜粋した資料で御説明させていただきますので、省略させていただきます。

この後ろに想定問答集がついておりますが、これは後ほど御覧いただければと思います。

簡単ではございますが、福祉有償運送の概要についての説明を終わらせていただきます。

委員長

概要について説明していただきました。まだ御理解が十分ではない部分もあるかと思いますが、今の時点で何か質問はございますか。もう少し説明を進めさせていただいてからだと思いますので、次の長岡市の現況について引き続いて説明していただくことにします。お願いします。

(2) 長岡市の現況について

事務局：福祉総務課長

資料 No. 2 - 1 について、説明させていただきます。

事務局：福祉相談課長

1の移動制約者について、介護認定を受けた要支援者・要介護者が10,795人、身体障害者手帳所持者が9,457人、知的障害者の療育手帳所持者が1,606人、精神障害者保健福祉手帳所持者が875人、人工透析患者が881人、合計で23,614人でございます。

この一般的に移動制約者といわれる方の中で、真に公共交通機関を利用できない方を、私どもとしては福祉有償運送の利用対象者と考えていますが、この中でどのような方たちが移動制約者であるかをガイドラインの中で決めていくものと思っております。

2のタクシー台数ですが、長岡市内に営業所を置く事業所の台数を示したものです。患者等輸送限定とは、緑ナンバーの福祉限定のタクシーでございます。この中で、いわゆる福祉車両といわれるものが一般自動車の車いす専用、特殊自動車です。

3からは、担当課長から説明させていただきます。

3の長岡市の移動に係る福祉施策について、「心身障害者交通費（タクシー）助成事業」、「重度身体障害者移動支援事業」の2点について、福祉相談課の所管事業でございますので私から説明させていただきます。

なお、今ほど福祉総務課長から説明しました移動制約者の中で、人工透析患者881人については、入院者数と通院者数の合計でございまして、重複している部分がございます。実人員としましては、約500人ということで、訂正をいただければと思います。申し訳ございませんでした。

それでは、「心身障害者交通費（タクシー）助成事業」についてです。私ども「タクシー券」と呼んでおりますが、目的は、在宅の心身障害者の社会参加の促進、併せて経済負担の軽減ということで、昭和50年から行っており30年の歴史がございます。

対象者は、平成18年4月1日現在で4,421人でございます。身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で、対象を絞っています。助成内容は、年間、500円の券が30枚綴りになっているもの、15,000円分ですが、タクシーを御利用の際にこの券を渡していただいて、後日タクシー会社の方から請求が来ますので、支払をしております。利用実績は、交付冊数4,346冊、利用枚数88,046枚、利用率68%となっております。少子高齢化に伴いまして、手帳をお持ちの方も大変多くなってまいりました。タクシー券の交付枚数も増えております。この傾向は今後も続くのではないかと

<p>事務局：介護保険課長</p>	<p>と認識しております。</p> <p>次の「重度身体障害者移動支援事業」につきましては、通称「ハート・カー」と呼んでおります。これは、タクシー券では補完できない方々、いわゆる車いす利用者、歩行が困難な重度の身体障害者の方を中心に、利用登録をいただいて、長岡市が実施主体となって行っております。車両は車いすごと乗車できるもので、2台で運行しております。利用実績につきましては、平成17年度の利用登録者数は79人、利用件数は386件、乗車延べ人数は779人でございます。</p> <p>いずれにいたしましても、課題がないというわけではございませんので、今後十分に検討しながら進めていきたいと思っております。</p> <p>介護保険課から「在宅高齢者等外出支援事業」、「難病患者通院費助成」の2点でございます。</p> <p>長岡市は昨年度、1次、2次と合併しましたが、旧町村が実施しておりました事業を経過措置で当面数年間引き継ぐという地域限定の事業でございます。</p> <p>「在宅高齢者等外出支援事業」につきましては、対象者は、要介護認定者に加え、介護認定は受けていなくても実態を把握した中で何らかの支援が必要だという方でございます。対象者数は、直近の数字で小国地域78人、和島地域5人でございます。小国地域については、タクシー券を年間500円券を30枚交付しております。委託ということで、タクシー会社と協定を結んでおります。和島地域については、片道30km以内のタクシー利用について送迎範囲を1回とし、その費用の2分の1を市が負担させていただいております。</p> <p>「難病患者通院費助成」については、難病指定を受けていらっしゃる方で、通院にかかる費用を負担させていただいているものです。これは、小国地域に限ってさせていただいております。自宅から病院への通院費の2分の1を助成させていただいております。対象人数は5月時点で2人となっております。費用は、昨年度の数字で25,000円弱となっております。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>事務局：交通政策課</p>	<p>引き続きまして、交通政策課が行っている事業を紹介させてい</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>たきます。</p> <p>交通政策課では、バリアフリー整備事業に対して補助金を交付しております。「公共交通移動円滑化設備整備費補助」の名称で、交通バリアフリー法に基づき、高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化を促進することを目的に、ノンステップバス等の導入のほか、鉄道駅や鉄道駅周辺等のバスターミナルのバリアフリー化等の事業を対象として行っております。</p> <p>補助の内容は、長岡市交通バリアフリー基本構想に沿って、公共交通事業者が行うバリアフリー化整備事業に対して、交付要綱に基づき補助をしております。その1つのメニューとして、ノンステップバスと標準車両との差額に対して、国と市で2分の1ずつの補助をしております。これまでの事業実績については、昨年度、越後交通株式会社さんに対して、ノンステップバス大型4台、中型3台、補助金額は21,711千円となっております。17年度までの累計で、越後交通さんで34台導入されており、ほぼ市内線はノンステップバスでカバーしている状況です。以上です。</p> <p>続きまして、長岡市のボランティア輸送の状況、また運営協議会の方へ申請の意向がある団体について説明申し上げます。</p> <p>資料No.2-2を御覧ください。事前協議の中で、有償運送へ移行したいという団体です。</p> <p>「特定非営利活動法人ドリーム」ですが、福祉車両3台とセダン車両2台で運行しています。運転者は7名、ヘルパー資格所有者は5名、普通免許7名となっています。利用者については、長岡市内に在住の15名、主体は透析患者となっています。料金の設定については、概ねタクシー料金の半額以下、運転者への対価はなし、となっています。</p> <p>続いて「夢なおか」ですが、福祉車両1台、セダン車両1台、運転者2名、うち1名はヘルパーの資格を有し、免許は普通免許です。利用者は高齢者、障害者となっており、障害者については、学校への通学のために移送している方が1名でございます。ここも透析患者が主体です。タクシー料金の半額以下の料金設定であり、運転者への対価はそのうち8割となっています。</p> <p>「長岡医療と福祉の里ボランティア連合会」ですが、福祉車両1台、セダン車両2台、運転者は4名、ヘルパー資格は全員お持ちです。免許の種類は二種免許が2名、普通免許2名となってい</p>
-------------------	--

ます。利用者は、高齢者、障害者、透析患者となっており、買い物での利用があります。料金設定は、1時間 800 円に交通費一律 300 円を頂いています。運転者への対価として、事務管理費として5%を除いた料金プラス交通費を対価として支払っています。

「ねっとわーくエプロン」については、法人の住所は燕市ですが、旧寺泊町の利用者を長岡市内の病院に送迎しているため、私どもの運営協議会で合意をいただきたいという意向でございます。この件については、市をまたがった事業所についての取り扱いになりますので、後ほど協議をしていただきたいと思います。ここは、セダン車両8台、運転者8名、ヘルパー個人の所有であります。ヘルパー資格所有者が6名、普通免許8名となっております。利用者は、通院の高齢者が30名のほか、障害者、透析患者となっております。やはり透析患者の利用回数が多くなっております。料金設については1km50円、これは同地区のタクシー料金の1/3程度となっております。運転者の対価は送迎活動の1か月分をまとめて配分しています。

「ながおかたすけあいネット BE ライフ」ですが、在宅介護・訪問介護事業を行っている事業者です。福祉車両1台、セダン車両11台、運転者は12名、ヘルパー資格所有者12名、普通免許が12名です。利用者については、通院の高齢者、通学の障害者、透析患者、その他となっております。利用者の所在地は長岡17名、見附2名となっております。料金設については、1km 20円、1時間 900円で、運転者への対価については、1km 20円及び1時間 700円となっております。

最後に、「長岡市社会福祉協議会」が実施しているものです。福祉車両4台、セダン車両は 255 台と多くなっていますが、旧長岡市の市域で社会福祉協議会が実施しているボランティア銀行のなかの輸送を集約したものです。ボランティアをされる方が個々の車両を利用するという事で台数が多くなっています。運転者についても、自家用車を自分で運転するという事で運転者数が 259 名、ヘルパー資格所有者 15 名、二種免許が 10 名、普通免許が 249 名となっております。利用者の状況ですが、高齢者が 145 名で、通院、買い物、官公庁への連絡が主な利用目的、透析患者が 26 名で、週 3 回の通院が主でございます。旧長岡市域のなかで 1 か月あたり 185 名の送迎をしている状況です。料

<p>委員長</p>	<p>金の基準ですが、1時間 300 円、その他交通費実費を実施機関の地区福祉会・地区社協において設定し、主にガソリン代相当額を 300 円のほかに支払っています。運転者への対価は、1時間につき 400 円で、利用者から 300 円もらったものに社協で 100 円をプラスして 400 円を支払っています。現金精算の場合は 400 円となりますが、将来自分がサービスを受けるときのために 1 時間を 1 点として預託しておくという方法もございます。</p> <p>この制度については、現在、有償運送に移行するために、見直しをかけており、今後みなさんに御協議いただく長岡市のガイドラインに沿って、申請できるよう検討を進めているところです。</p> <p>長岡市の現状について説明いただきましたが、御質問はありませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>今、長岡市内でNPO法人さんがやっていたら運送において、高齢者を特に対象にしているものについては、本当に移動制約者なののでしょうか。それとも単なる高齢者なののでしょうか。そのあたりがちょっとわからないんですけども。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>各法人で基準を作ってやっていると思いますが、やはり「福祉の心」といいますか、真に移動制約者であるかといわれると、今後皆さんから協議いただく本当の移動制約者というものとは、ズレがあるだろうと認識しております。</p> <p>タクシー代わりで利用されている方もいるのか、バスでも行けるような方もいるのか、あるいは遠距離の方の中にはタクシーでは料金が高いからということで、ボランティアの精神でやっている方もいらっしゃるのではないかと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>NPO法人さんがやっている福祉有償運送が、単に安いタクシーとか便利屋さんになっては困るんですね。今度は有償運送ですから、営利に走ってもらっては困るわけです。糸魚川では本当に「安いタクシーができて便利だ」と言われていたんです。</p> <p>はっきり言いたいのは、ハイタク産業では、有償運送が始まる前に既に障害者に対しては 1 割引等のサービスを実施しておりますので、私たちも手をこまねているわけではないことを御理解いただきたいということです。また、これからやろうというN</p>

<p>副委員長</p>	<p>P〇法人さんも、単なる助け合いの精神だけで実施するのではなく、ルールに則ってのサービス提供であるということを考えていただきたい。</p> <p>そして、一番重要なことは、人命を運んでおりますので、有償であるからには安全が最優先の課題でございます、権利と義務も発生するというを御確認いただければと思っております。</p> <p>タクシーというのはいろいろな義務を負って、長い歴史の中でやっているわけです。ところが、近年免許人口が 8,000 万人という状況になりまして、1 人 1 台自動車があふれている中で、パイがどんどん小さくなっており、非常に危機感を感じています。我々はどんどん仕事が欲しい、半額でもやれるのではないかという声が全乗連あたりから出てくるほどですね。</p> <p>この中越地域のタクシーでは 40 台の福祉車両がありますが、稼働率はかなり低いです。長岡市はわりあい高いですけど。例えば、今も車いすタクシーはいろいろ面倒をしながら小型料金で走っているわけですが、もっと儲けるんだということで、行政の支援等をいただきながら、我々はそういうサービスを展開してがんばっているわけです。</p> <p>言うまでもなく、24 時間 365 日タクシーはがんばってまして、労働集約産業で人数が多くて、効率が悪い職業でございます。言ってみればパイが小さくなる中で危機的な状況にあります。乗務員の給与も本当に落ちまして、一時は 400 万円くらいだったのが、どんどん下がって 300 万円そこそこにまで落ち込んでいます。雇用不安もあります。</p> <p>このような状況の中で、福祉に対する問題、高齢社会に対応する問題に深い理解はもっているつもりですが、単に高齢者だからということで、タクシーの半額でどんどん利用されますと、もうタクシーの場はなくなってしまいます。</p> <p>タクシーは、先進都市には全部あるもので、大変公共性の高いものですので、これを守っていくために、すみわけだけはきちんとしてほしいと思っております。よろしくお願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>腎臓病の患者会が 3 年前にこの問題を全国に先駆けて国土交通省と話し合いに入ったのは、まだ体が健康でいらっしゃる単なる高齢者が低料金で利用されては困るからです。</p>

	<p>特に神奈川県は、NPOがものすごく発達して、病院ではタクシーよりもNPOの車のほうがたくさん待っているという状況があって、一番誤解を受けたのが障害を持った高齢者ですね。特に、透析患者は、見た目は普通に見えるけれども、透析後の血圧の低下は非常に危険がありまして、体調管理が非常に難しくなります。さらに、週3回通わない限り生命の保証がない中で、失礼ながら今のタクシーの料金では、自分で運転できない患者さんの通院はなかなか難しい状況です。</p> <p>このような状況の中で、私たちはこの問題を取り上げており、喜多町診療所では独自の互助会組織を作って、お互い助け合って無償の送迎もやっております。この場に問題を提示していただいて、「これは結構ですよ」、「これはいかがなものか」というすみわけをしていただくために、絶対に必要な協議会であると認識しております。十分審議していただければ、問題は解決するのではないかなと理解しています。</p>
<p>委員長</p>	<p>「単独では公共交通機関を利用できない人」というのが基本にあって、公共交通機関というのは、バス、タクシーをもちろん含んだものです。このあたりについては、後ほどまた御議論いただきたいと思います。</p> <p>他にございますか。はい、お願いします。</p>
<p>委員</p>	<p>ちょっと質問ですけれども、長岡市の移動に係る福祉施策のところ、「年間 500 円×30 枚＝15,000 円」分のタクシー券を助成するとありますが、その下に「ただし、定期的に2週間に1回以上の通院をしている者のうち自動車税の免除を受けていないものは2冊までは追加交付が可能」とあります。1冊は何枚ですか。</p>
<p>事務局：福祉相談課長</p>	<p>1冊が30枚です。</p>
<p>委員</p>	<p>追加交付が可能というのは、60枚までもらえるということでしょうか。</p>
<p>事務局：福祉相談課長</p>	<p>90枚ですね。1冊が30枚で、それに2冊追加できますから、追加分が60枚で、ただし書きのものも含めると合計で90枚まで可能です。</p>

委員長	<p>それでは、また何かございましたら戻って御質問いただいても結構ですので、次に進めさせていただきます。</p> <p>協議会の運営方針及び今後の日程につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局：福祉総務課長	<p>(3) 協議会運営方針及び今後の日程について</p> <p>資料No.3を御覧ください。</p> <p>運営スケジュールでございますが、本日は、制度と協議会の概要、申請書類等の確認をいただいて、申請団体に準備いただくために早めに申請様式を提示したいと思っております。</p> <p>次回以降は、最短のスケジュールを組ませていただいておりますので、このとおりに進めるということではないということ御理解いただければと思います。</p> <p>次回以降は、長岡市のガイドラインを決定いただいて、長岡市の体制についても協議いただきます。その内容を申請団体に情報提供し、申請書類を準備いただく中で、協議が整った時点で、9月以降に申請書を出していただいて、個別協議に入りたいと思っております。</p> <p>そして、合意を得られたものから運輸支局に申請いただく、というのが今後のスケジュールでございます。</p> <p>今、申請の意向を持っていらっしゃる団体さんの中には、福祉車両とセダン車両をお持ちになっているところもございます。併せて協議していく必要もあるのではないかと事務局としては思っておりますが、福祉車両の協議が終了次第、セダン車両の検討に入りたいということで書いてあります。</p> <p>NPOさんとしても、福祉車両とセダン車両が両方揃わないと実施しづらい面もおありかと思っておりますが、セダン車両の取り扱いについては、難しいところもあろうかと思っております。</p> <p>期間が短いので、協議が長引いて、セダン車両と福祉車両の両方が止まってしまうと、10月以降無料にしなければならぬ等いろいろな問題がありますので、できるだけ、福祉車両だけでも9月中に合意が得られればと思っております。</p> <p>今後、ガイドラインが決まれば、NPOさんもこれに基づいて対応ができますので、先例市の事例等を参考にしながら、早めに決めていただいて、個別協議に入れればと思っております。</p>

<p>委員長</p>	<p>このあたりにつきましても、委員の皆さんの御意見をいただきたいと思っております。</p> <p>今後のスケジュールの見込みについて説明いただきましたが、いかがでしょうか。</p> <p>今、課長の説明の中で福祉車両とセダン車両という話がでていますが、運輸支局の方では、決定ではないですが9月中にセダンも含めて申請できるようにしたいという考えがあるようです。</p> <p>そうしないと10月から運行ができなくなるわけですから、運輸支局の中で検討しているとのことでした。ですから、協議会としては、セダンも含めて準備はしていかななくてはならないのではないかなと思います。</p>
<p>副委員長</p>	<p>問題はセダンでありまして、これに取り組んでいかなければならないと思いますね。福祉車両については、我々も理解できる場所はあります。</p> <p>社協では200数十台のセダンが動いております。新潟市は、運営協議会に入る前に、社協を外してくださいという条件にして、運営協議会に入ったということです。今はどうなっているのでしょうか。結局、社協は有償運送をしないでくれということになったのでしょうか。上越市も、社協は入っていないです。</p> <p>ここは社協で290何台というセダンが動いているということで、大きな問題です。先ほど課長さんから社協の見直しについて説明がありましたが、どのような内容でしょうか。</p>
<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>私どもが聞いている範囲ですけれども、社会福祉協議会が当初始めた目的は、協力会員と利用会員の相互扶助のためのものです。本来は、現金精算ではなくて、サービスを提供した場合は、将来サービスが必要になったときに預託しておいた点数を使ってサービスを受けるという仕組みです。現金も若干動いていたのですが、それは、点数を預託しておいて、亡くなった時や脱退した時に点数を現金化して返すとか、お金がぐるぐる回るといった仕掛けが当時考えられていたものです。</p> <p>その後、介護保険がスタートしてから、介護保険のサービスが利用しやすくなったということで、ボランティア銀行の方では介</p>

	<p>護サービスの利用が減ってきました、介護保険で対象としない移送サービスがメインになってきた状況です。その中で、現金精算も選択できるようにしたということです。現在は、点数預託が7割となっていて、現金精算はまだ3割ほどですけれども、移送サービスはサービス全体の7割を占めるようになってきたということです。</p> <p>お互いの助け合いで始まったものであるということは御理解いただいて、その中で社会福祉協議会としては、法に抵触する部分があるということで、見直しをかけているところです。</p> <p>長岡市社協としては、3つの大原則をあげています。安全・安心と、法令順守と、ボランティアの育成です。公共交通機関を圧迫しようとか、儲けようとかいう発想は当初からないですけれども、ボランティアを育成するなかで、特に男性のボランティアさんは車の運転手ということで育成してきた、という時代の流れがあります。これをふまえて、今後国の法令にどのように対応していくか検討しているという状況です。</p> <p>有償運送として、協議会で決まったガイドラインに沿ったものができるかどうかという検討の一方で、道路運送法に抵触しない形で、無償で本来のボランティアとしてできる道はないのか、という両面を検討されていると聞いております。</p> <p>これは非常に大きな問題で、簡単に終わる問題ではないですね。根本的なところから見直していかなければならないと思います。社協の性格として、本当のボランティアとしてやってほしいわけですし、有償運送になんて入ってくるのかという感じがあるわけです。300台からの車が有償運送をされては、タクシーの土台が揺らぐのは当たり前でして、死活問題です。そういう意味で、我々はこれに非常に神経質です。</p> <p>見直すとしたら本来の無償運送にしていきたいし、有償運送にするには管理体制をどうするのか、かなりここに時間がかかってしまう気がします。だから社協をちょっと外しておいて、後に回した方が整理しやすいと思いますが、どうでしょうか。</p> <p>社協さんに関しては、先ほどの実績を見ていただいても、全国的に透析患者が多いです。長岡には4病院、透析の病院がありますけれども、実際問題、患者同士で送迎をやっているところは1</p>
副委員長	
委員	

	<p>か所しかなくて、あとは基本的にはNPOさんに頼むとか、地域の社協さんのボランティアサービスを利用させてもらって助かっています。</p> <p>有償運送の問題が出たときに、一番大きいのは、社協さんの問題をどう取り扱うのかということで、全国的に検討されている問題です。ですから、ここだけの問題ではございません。</p> <p>先月、東京での話では、その問題で社協全体としての取りまとめの方向に入りつつありますが、残念ながら答えは出ておりません。ただ、基本的には、対価くらいのもは無償で扱うべきだろうという意見がある程度出ております。以前のおり、グレーゾーンといわれるものを認めるのか認めないのかという発言もございましたが、国土交通省としては、言葉には出せないというのも現状でございます。</p> <p>ですけれども、腎臓病の患者会としては、社協さんの今のボランティア送迎をなくされては、明日から困る方が全国的にかなり多くいらっしゃいます。これは、長岡だけの問題ではないということをお願いしたいですね。</p> <p>ほとんど無償に近い状態で送迎いただいていますし、患者さんで利用されている方も何人かいますけれども、有償扱いにするか無償扱いにするかのガイドラインは、長岡だけで作るべきではなくて、全国的な流れの中で判断いただくことが必要かなと考えております。</p>
副委員長	<p>国会の付帯決議で、任意の謝礼の範囲ならいいとされましたから、法に触れないわけです。それに徹してもらえばいいんです。</p>
委員	<p>ですけれども、今社協さんがいただいている料金は、有償にあたるんですよ。</p>
副委員長	<p>ですから、それをやめていただいて、付帯決議にあるような法に触れないような形に徹底してもらえばいいんです。</p> <p>これが有償ということになると我々困りますから、基本的な問題ですので、その辺を整理してもらいたいですね。</p> <p>これは非常に微妙な問題なので、社協は別扱いしていかないと、期間がありませんからちょっと心配です。</p>

委員長

私も、すぐどうするとは言いかねますが、はっきりしているのは「セダン」と「社協」とは、性格が違うということです。セダンを使っている団体もありますので、それはセダンの問題、社協は社協として団体の問題ということで考えさせていただきます。

それでは、また戻っても結構ですので、ガイドラインについてです。「ガイドライン」というのは 240 号の通達をそう言っているようですが、その説明をしていただきまして、その上で、協議会として長岡市のガイドラインを作って、個別の申請を受けるということで、説明をお願いします。

(4) ガイドライン、申請書類の確認について

事務局：福祉総務課長

資料No.4 を御覧いただきたいと思います。国の 240 号の通達を要約したものでございます。

運送主体ですが、「地方公共団体の長から具体的な協力を受けた以下の団体で、営利を目的としない法人」として、「NPO法人、社会福祉法人、医療法人等の非営利法人」が例示されています。これは個人やグループでは申請できません。

この辺については、ガイドラインどおりで問題ないのかな、これ以上、緩和あるいは規制を厳しくすることはないのかなと思っております。申請時には、法人の定款、寄付行為、登記簿謄本、役員名簿等を提出いただくことになります。

運送対象者については、「あらかじめ登録をした会員及びその付添い人」ということで、移動制約者という一つの概念を示しておりまして、「介護保険法に基づく要介護及び要支援の認定を受けている者」、「身体障害者福祉法に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者」、「肢体不自由又は内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む）若しくは精神障害、知的障害等により独立をした歩行が困難であり、単独での公共交通機関の利用が困難な者」というものでございまして、この部分につきましては、一般的な高齢者・障害者という大きなくくりではなく、その中で、移動制約者といわれる部分の細かい規定が必要になってくるのではないかと考えております。

新潟市では、この辺を細かく論議をされていると聞いておりますし、上越市については、この辺はこのままにしておいて、事業者の案件ごとに制限をかけているようです。

事務局としては、時間的なものもありますので、共通部分につ

いてはガイドラインを決めていただいて、案件ごとに合意いただければと考えているところでございます。

対象者となる本来の移動制約者というものをどう作り上げていくのか、それが合意できるか、事務局でも先例市のものを参考にしながら案を作成していきますので、御意見をいただきたいと思います。NPOさん等の実際運行されている方々の実態と協議会の意見に差がなければ、合意が早いのかなと思っております。

次に形態ですが、運送の発着地についてです。家と行き先が両方長岡市にあれば問題ないですけれども、例えば病院は長岡市にあるけれども市外の住民を送迎してもいいのか、また、NPOさんの所在地が市外の場合はどうするのか等、境界線にある利用者に配慮いただきまして審議いただきたいと思います。

使用車両についてですが、車いすやリフト等の特殊な設備を設けた車を使用することとありますが、どの程度まで使用できるようにするのか等を詰める必要があると思います。セダンの取り扱いについても決める必要があると思います。

使用権原については、運送主体と自家用自動車を提供する運転者との間で車両の使用に関する契約を交わすこと、となっております。この辺については、事故が発生したとき等も含めて、ガイドラインで示されておりますが、基本的なルール作りが必要となります。

車両の表示ですが、車両の側面に外部に見やすいように表示するとなっておりますが、協議会で表示内容を全部決めた方がいいのか、ある程度大まかな部分を決めておくのか、この辺も合意がいただければと思っております。

運転者につきましては、普通第二種免許を有することを基本としますが、これによりがたい場合には、十分な能力及び経験を有していると認められること、となっております。また、申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていないこととなっておりますが、これも2年なのか3年なのか等を定める必要があるかと思っております。

それから、講習の受講ですが、一定の資格を持ったところで受講するのか、あるいは、自らの事業所で行ってもいいのか、この辺も論議いただきたいと思います。また、介護技術についても一定の基準が必要ではないかと認識しております。

次に、損害賠償措置につきましては、対人8,000万円以上、対

委員長

物 200 万円以上となっていますが、適正な金額について議論いただきたいと思います。

運送の対価につきましては、地域における一般乗用旅客自動車運送事業の上限運賃額の概ね 2 分の 1 を目安となっていますが、営利に至らない範囲となっていますので、状況を踏まえて個別に判断する必要があると思います。

管理運営体制についてですが、安全運行のための管理体制や組織が整っていることが求められます。管理に係る責任者の配置や書類、事故や苦情の際の対応方法等を整備する必要があります。

最後に、法令順守として、道路運送法第 7 条の欠格事項に該当する者でないこと、となっております。

実際許可を受けて運行が始まってからも、報告義務等で協議会や市がどのようにして関わっていけばいいのかという点についても、協議いただければと思います。

以上、おおまかにお話ししましたが、このような点を次回以降ガイドラインとして決めていただくこととなります。細かい部分は、今後また提案させていただきます。

時間との競争ということもありましてお詫びいたしますが、先例市の事例も参考にしながら、事務局でたたき台のようなものを用意させていただいて合意いただければと思っております。

資料 No. 4 - 1 以降は、申請書類を付けさせていただきました。国が示した申請書と長岡市独自のものを併せて付けております。今後、この書類で事業者の個別審議をしていただくこととなりますので、協議会の資料として提出するにあたって御意見をいただければと思っております。

ありがとうございました。240 号通達のガイドライン、申請書類につきまして、説明があったわけですが、内容及び今後の進め方等について御意見がありましたらお願いします。

私の知っている範囲では、上越市はおおまかなガイドラインを作って個別協議を詳しくやっていますし、新潟市は横浜市やさいたま市を参考に詳しいガイドラインを作ろうとしています。

長岡市においては、時間の制約もありますので、上越市に近いようなガイドライン、または、上越市と新潟市の間隔的なものにして、走り出すというのが現実的な対応かなと思っております。

副委員長	<p>共通項は、「単独では公共交通機関が利用できない人」であると思います。これがすべてにかかる共通項です。</p> <p>NPOの福祉車両での運行については、あえてこの実績を追認していこうと思っています。ただし、セダンは厳しく対応してきたということです。</p> <p>上越市では、努力義務として二種免許を取得してもらうよう規定しました。これは非常に画期的なことです。新潟市では、二種免許は現実的に無理だということで、そのかわり研修をきちんとしてもらうこととなります。公認の自動車学校や全乗連等公共的な機関が実施している研修をきちんと受けさせるようにして、自主的なものはだめだということを明記しているようです。このようにセダンについては、非常に厳しい条項を設けたわけです。</p> <p>利用者についても、個人情報の問題があるので、市で責任を持って管理することとしていますし、上越市では、スタートしてからが問題であるけれども全員では動けないということで、指導委員としてボランティアから2人、ハイヤーから2人が出て、4人で小委員会を設置することになりました。</p> <p>このような先例を参考にさせていただいて、効率よく次回以降検討いただきたいと思っています。</p>
委員	<p>いろいろなルールができると思います。問題は、ルールができて実際の有償運行が始まった後で、利用会員を乗せているのか会員以外も乗せているのかを確認できません。運輸支局や警察でも、行政が全県を網羅しての取り締まりはできません。</p> <p>ルールを厳しくするのは、違法行為ができないようにするのが目的だと思います。簡単にできるようなのでは困ります。善意でルールに則ってやっているNPOがやる中で、いわゆる「もぐり」のような行為がはびこらないように、登録会員のチェックも1回やるのではなく、定期的な監査も必要だと思います。また、事故報告等を行政が管理、把握するような体制も必要です。</p>
委員長	<p>これらの管理について、今の私の理解では、長岡市の事務局がチェックして、最終的には協議会でやっていくということによろしいですね。</p>
委員	<p>基本的には、運営協議会が決めたものを、その後どのように運</p>

<p>事務局：福祉総務課長</p>	<p>用しているのかを、また運営協議会でチェックしていくことになると思います。</p> <p>この協議会は常設でありますし、任期も平成 21 年 3 月 31 日まででお願いしています。</p> <p>どういう書類で報告いただくのかも協議いただいて、例えば年に 1 回報告して、問題があれば指導するという仕組みも考えられると思います。また、新規のものが出来れば審議いただくという両面の機能があると思います。</p> <p>こういうことも必要ではないか、どのような場合に協議会を招集するのか等についても、皆さんの御意見をいただいて、事務局も案を提案していきたいと思います。</p>
<p>委員</p>	<p>全国的な例を見ても、運営協議会だけでは管理しきれていないです。ですから、利用者側と協議会の両方で管理することになると思います。長岡の場合は、透析患者は病院で名簿管理がきちんとしてありますので、有償運送が必要な人も管理できています。NPOや社協にお願いする場合は、利用申込書的なものが作成できるわけですし、現実やっております。そういったものを出していただいて、協議会で半年とか1年間でまとめていただいて、つきあわせればいいということだと思います。</p> <p>また、「もぐり」のような行為ですが、この運送は個人では絶対できないことですので、個人が「もぐり」で行うというのはないことだと思います。全国的にやっているのは、ステッカーですね。ステッカーを申請のあった団体に市から渡すようにすれば、そんなに逸脱した行為はないという報告があります。</p> <p>それから、透析患者が非常に多いというのは御承知のとおりです。特に、透析後の帰りの状態が悪化する場合があります。この場合、速やかに病院との連絡体制を取れるということをガイドラインに入れていただきたいと思います。NPOも、ほとんどまだシステム化されていない状態ですので、これをガイドラインに入れていただくことが必要になってくると思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>そういうアドバイスもいただきました。</p> <p>時間も押してはいますが、もし了解が得られるようであれば、次回に向けて事務局を中心として長岡市のガイドラインの原案</p>

<p>委員</p> <p>委員長</p> <p>事務局：福祉総務課 課長補佐</p>	<p>を作成し、審議していただくことにさせていただきたいと思いま す。</p> <p>日程の余裕がないというところで御理解いただきたいと思っ ております。</p> <p>このガイドラインは非常によくできています。さすがにスター トして3年たっていますので、おそらく全国の資料をお集めにな ったのでしょうか、1回目でこれだけのガイドラインは初めて 見ました。大変素晴らしいものができていると思います。</p> <p>それでは、何か御発言はございますか。</p> <p>次回のことについては、事務局から連絡をお願いいたします。 私のほうは、閉会をさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、次回以降の会議の日程についてお知らせいたしま す。次回は、8月21日（月曜日）午前9時30分から、長岡市 役所6階第二委員会室で予定しております。第3回については、 8月28日（月曜日）午後1時30分から市役所6階の第一委員 会室を予定しております。第4回については、9月4日（月曜日） 午前9時30分から市役所4階大会議室で開催の予定となってお ります。お忙しいところ恐縮ですが、御都合をよろしくお願いま したと思います。</p> <p>また、本日の会議の議事録については、後日でき次第お送りい たします。長岡市ホームページにも掲載しますので、よろしくお 願いをいたします。</p> <p>本日は大変長い間御議論いただきまして誠にありがとうございました。 これで閉会とさせていただきます。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
<p>8 会議資料</p>	<p>別添のとおり</p>